

大阪府小学生バドミントン連盟広告掲載取扱基準

1 趣旨

この基準は、大阪府小学生バドミントン連盟広告掲出審査に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 広告掲載基準

大阪府小学生バドミントン連盟が実施する広告事業においては、次のいずれかに該当するものは、広告掲載を行わない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業と規定される業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融
- (4) たばこおよびアルコール飲料の業種
- (5) ギャンブルにかかるもの
- (6) 法律に定めのない医療類似行為を行う施設
- (7) 民事再生法及び会社更生法による再生・更正手続き中の事業者
- (8) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (9) その他、大阪府小学生バドミントン連盟が不相当と認めたもの

附 則

この基準は、平成 26 年 7 月 26 日から施行する。

※参考：大阪市教育委員会広告掲載取扱基準